

差押財産(自動車、建設機械、船舶、航空機)使用許可申立書

滞 納 者	住 所 (所 在 地)				
	氏 名 (名 称)				
差 押 財 産	名 称	数 量	性 質	所 在	差 押 年 月 日
申 立 の 理 由					
上記差押財産を 年 月 日まで使用(運行、航行)したいので、許可してください。 年 月 日 (滞 納 者)住所及び氏名 申立者 (交 付 要 求 者)住所及び氏名 連 署 (担 保 権 者)住所及び氏名 (その他の権利者)住所及び氏名 (宛先) 美唄市長					
(上記差押財産の使用については、 年 月 日まで許可します。ただし、許可期間中であっても必要があるときは、上記の申立ては、取り消すことがあります。) (上記差押財産の使用については、営業上の必要その他相当の理由があると認められないことから、許可しません。) (根拠法令一国税徴収法第70条第5項、第71条第6項) 年 月 日 美唄市長 印					

注意

1

この申立書は、正本及び副本(副本は、申立者の数)を提出してください。

2

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

3

この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4

この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要

1

この申立書は、正本及び副本(副本は、申立者の数)を提出させるものとし、副本は、それぞれの申立者に対する諾否の通知書に使用するものとする。

2

差押財産の使用等を許可する場合は、注意の2から4までの事項を消して使用すること。